

鴨川市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会訓令第2号

鴨川市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

鴨川市教育委員会処務規程（平成17年鴨川市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「教育次長」を「事務の所管課の課長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第7条中「教育次長及び」を削る。

第9条中「教育次長」を「学校教育課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

| 区分      | 事項又は課    | 専決事項   |
|---------|----------|--|
| 共通専決事項  | 一般事項     | (1) 所掌事務の調整に関すること（課内）。<br>(2) 事務引継に関すること（6級以下）。<br>(3) 附属機関等の運営に関すること（軽易なもの）。<br>(4) 文書による照会、回答、通知、報告等に関すること（軽易なもの）。<br>(5) 所管事務の諸証明の交付に関すること。<br>(6) 公簿、公図の閲覧及び証明に関すること。<br>(7) 所管施設の利用許可、変更許可等に関すること。<br>(8) 所管施設及び設備の維持管理に関すること。<br>(9) 定例的な調査の実施に関すること。<br>(10) 所属職員の事務分掌に関すること。 |
|         | 人事に関する事項 | (1) 年次有給休暇の承認に関すること（6級以下）。<br>(2) 病気休暇及び特別休暇の承認に関すること（6級以下）。<br>(3) 旅行命令、時間外勤務命令、休日勤務命令及び特殊勤務命令に関すること（課内）。<br>(4) 週休日の振替、代休の指定及び勤務時間の割振りに関すること（課内）。<br>(5) 会計年度任用職員の任用に関すること。  |
| 各課の所管事務 | 学校教育課    | (1) 軽易な渉外に関すること。<br>(2) 公印の総括に関すること。<br>(3) 教育委員会の議案の調製及び送付に関すること。<br>(4) 教育委員会の議事録の調製に関すること。<br>(5) 職員（学校職員を除く。）の人事記録の整備に関すること。<br>(6) 職員（学校職員を除く。）の各種手当の認定に関すること。  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ること。</p> <p>(7) 教育財産の財産台帳の整備に関すること。</p> <p>(8) 学校職員の人事記録の整備に関すること。</p> <p>(9) 学校職員の勤務成績の評定に関すること。</p> <p>(10) 非常災害等の学校の宿日直員の増加の承認に関すること。</p> <p>(11) 学校入学期日の通知及び就学すべき学校の指定に関すること。</p> <p>(12) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 11 条に規定する通知及び学齢簿の謄本の送付に関すること。</p> <p>(13) 学校の休業日の変更及び臨時休業日の承認並びに振替授業の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 学校の宿泊を要する行事等の届出の受理に関すること。</p> <p>(15) 学校職員に対する保健体育に関する専門的な指導と助言に関すること。</p> <p>(16) 学校保健に関する緊急処置に関すること。</p> <p>(17) 学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の人事記録の整備に関すること。</p> <p>(18) 給食費の徴収に関すること。</p> <p>(19) 栄養及び献立作成に関すること。</p> <p>(20) 材料の調達及び検収に関すること。</p> <p>(21) 給食関係各種調査及び研究に関すること。</p> |
| 生涯学習課 | <p>(1) 社会教育活動団体等の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 公民館事業の研究及び実施に関すること。</p> <p>(3) 青少年健全育成施策の実施に関すること。</p> <p>(4) 移動教室バスの管理及び運営に関すること。</p> <p>(5) 青少年海外派遣事業の実施に関すること。</p> <p>(6) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。</p> <p>(7) 市民音楽祭の企画及び実施に関すること。</p> <p>(8) 市史の編さんに関すること。</p> <p>(9) 文化財の調査及び研究に関すること。</p> <p>(10) 大学との交流事業の企画及び実施に関すること。</p> <p>(11) 図書館事業の研究及び実施に関すること。</p>   |

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。